平成２８年度さぬき市教育委員会第９回定例会会議録

１　日　　時	平成２８年１２月２０日（火） 開　会　　午後３時３０分 閉　会　　午後５時０４分		
２　場　　所	さぬき市教育委員会会議室		
３　出席状況	出席委員	教育長	安藤　正倫
		委員	細川　哲士 徳田　二三男 日向　和加子 得丸　慶子 岡　　裕子
	欠席委員		なし
	事務局	教育部長	間島　憲仁
		教育総務課長	中川　勝幸
		学校教育課長	谷　　訓昌
		生涯学習課長	間嶋　文一
		学校再編対策室長	石原　裕二
		幼保連携推進室長	冨田　克美
		教育総務課副主幹	冨田　和希（会議録調製者）
	その他説明等のため出席した者		なし

４　会議に付した議案及び審議結果

日　程	議案番号	件　　名	審議結果	公開状況
日程第１		会期の決定について	―	公開
日程第２		会議録署名委員の指名について	―	公開
日程第３		平成２８年度さぬき市教育委員会第８回定例会会議録の承認について	原案承認	公開
日程第４		教育長の報告	―	公開
日程第５	議案第 26 号	教育財産の用途廃止及び用途変更について	原案可決	公開
日程第６	議案第 27 号	教育財産の用途変更について	原案可決	公開
日程第７	議案第 28 号	教育財産の用途変更について	原案可決	公開
日程第８	議案第 22 号	さぬき市教育委員会公印規則等の一部改正について	原案可決	公開
日程第９	議案第 23 号	さぬき市旧学校施設管理規則の一部改正について	原案可決	公開
日程第 10	議案第 24 号	さぬき市立幼稚園規則の一部改正について	原案可決	公開
日程第 11	議案第 25 号	さぬき市奨学金条例施行規則の一部改正について	原案可決	公開
日程第 12	議案第 29 号	さぬき市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について	原案可決	公開
	議案第 30 号	さぬき市立学校職員の服務に関する規則の一部改正について	原案可決	公開

日程第 13	議案第 19 号	学校医の解嘱について	原案可決	非公開
	議案第 20 号	学校医等の委嘱について	原案可決	非公開
日程第 14	議案第 21 号	さぬき市教育委員会表彰について	原案可決	非公開
資料説明				
5　会議録署名委員		安藤　正倫、日向　和加子		
6　特記事項	なし			
7　会議内容				
開　会				
教育総務課長	定刻が参りましたので、平成２８年度さぬき市教育委員会第９回定例会を開会したいと思います。開会に当たり、教育長から御挨拶をお願いします。			
教育長	（挨拶） それでは、開会します。 まず、傍聴申請について、教育総務課長に報告させます。			
教育総務課長	傍聴申請は、ありません。			
教育長	ここで、議案第１９号「学校医の解嘱について」及び議案第２０号「学校医等の委嘱について」は、さぬき市教育委員会会議規則第６条第１項ただし書に定める「人事に関する事件」に該当し、議案第２１号「さぬき市教育委員会表彰について」は、非開示情報について定めるさぬき市情報公開条例第６条第２号に定める「個人に関する情報」に関する審議であることから、非公開とすべき思います。 では、お諮りします。 議案第１９号、議案第２０号及び議案第２１号は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１４条第７項の規定により、非公開としたいと思いますが、これに同意することに御異議ありませんか。			
各委員	異議なし			
教育長	異議なしと認めます。よって、これらの議案の審議は、非公開で行います。 それでは、本日の議事日程は、お手元の議事日程表のとおりです。 この議事日程について、御異議ありませんか。			
各委員	異議なし			
教育長	異議なしと認めます。よって、議事日程については、お手元の議事日程表のとおりとします。			
日程第１　会期の決定について				
教育長	日程第１「会期の決定について」に入ります。 本会議の会期は、本日１日限りとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。			
各委員	異議なし			
教育長	異議なしと認めます。よって、本会議の会期は、本日１日限りとします。			
日程第２　会議録署名委員の指名について				

教育長	日程第２「会議録署名委員の指名について」に移ります。 さぬき市教育委員会会議規則第９条第３項の規定に基づき、本会議の会議録署名委員に日向委員を指名します。よろしくお願いします。
日程第３　平成２８年度さぬき市教育委員会第８回定例会会議録の承認について	
教育長	日程第３「平成２８年度さぬき市教育委員会第８回定例会会議録の承認について」を上程します。会議録について、事務局に説明させます。
教育総務課長	（会議録の説明）
教育長	ただ今の説明について、御質問等がありましたら順次発言をお願いします。
教育長	御質問等がないようですので、採決を求めます。本案を原案のとおり承認することに御異議ありませんか。
各委員	異議なし
教育長	異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認されました。
日程第４　教育長の報告	
教育長	日程第４「教育長の報告」に移ります。教育長の報告について、事務局に読み上げさせます。
教育部長	報告事項１　教育施設整備工事等請負契約の締結について （平成２８年１１月２２日から１２月１９日までの間に締結した教育施設整備工事等の請負契約について報告した。） 報告事項２　臨時職員の採用について （前回報告後の臨時職員の採用について報告した。） 報告事項３　教育委員会業務報告 （前回報告後の教育委員会主要業務について報告した。）
教育長	ただ今の報告について、御質問等がありましたら順次発言をお願いします。
委員	長尾聖母幼稚園園長挨拶とあることについて、私立幼稚園の園長が教育委員会に来られたのは、どのような内容でしたか。
教育長	学校法人聖母学園は、全国的な組織であるらしく、この度、園長が交代されたとのことで、挨拶に来られたものです。
委員	市議会谷木議員との協議とあるのは、前山小学校の統合に関することですか。
教育長	そのとおりです。
学校再編対策室長	スクールバスの運行に関し、大多和に乗降場所を設けられないかとの要望が対象者からあったことについて、よく検討して、結論を得るようにとの話でした。 その後、当事者とも面会し、同じスクールバス対象地域でありながら乗降場所を設けない他の地区との公平性も考慮し、要望に応えることはできない旨を説明し、了解を得ました。
委員	第２回小中高校生徒指導主事等連絡会とあるのは、昨年度から始まったものですか。また、どのような内容でしたか。
教育長	第２回とあるのは、平成２８年度において２回目であることを指しています。

学校教育課長	警察から少年の補導や事件の状況説明がありました。また、市内のいじめの動向について、教育委員会から説明した後、出席者がそれぞれ中学校区ごとに分かれて協議を行いました。 この会議は、さぬき市いじめ防止基本方針に掲げる「さぬき市いじめ問題対策連絡協議会」とも位置付けて、平成２６年度から開催しているもので、話の中心は、いじめ問題に関するものです。
教育長	他に御質問、御意見等はありませんか。
教育長	御質問等がないようですので、次に移ります。
日程第５　議案第２６号　教育財産の用途廃止及び用途変更について	
教育長	日程第５、議案第２６号「教育財産の用途廃止及び用途変更について」を議題とします。 議案の朗読を省略し、事務局に説明させます。
教育総務課長	（議案の説明）
教育長	本案について、御質問、御意見等があれば順次発言をお願いします。
教育長	御質問等がないようですので、採決を求めます。本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。
各委員	異議なし
教育長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第６　議案第２７号　教育財産の用途変更について	
教育長	日程第６、議案第２７号「教育財産の用途変更について」を議題とします。 議案の朗読を省略し、事務局に説明させます。
教育総務課長	（議案の説明）
教育長	本案について、御質問、御意見等があれば順次発言をお願いします。
教育長	御質問等がないようですので、採決を求めます。本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。
各委員	異議なし
教育長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第７　議案第２８号　教育財産の用途変更について	
教育長	日程第７、議案第２８号「教育財産の用途変更について」を議題とします。 議案の朗読を省略し、事務局に説明させます。
教育総務課長	（議案の説明）
教育長	本案について、御質問、御意見等があれば順次発言をお願いします。
教育長	御質問等がないようですので、採決を求めます。本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。
各委員	異議なし
教育長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第８　議案第２２号　さぬき市教育委員会公印規則等の一部改正について	
教育長	日程第８、議案第２２号「さぬき市教育委員会公印規則等の一部改正について」を議題とします。 議案の朗読を省略し、事務局に説明させます。
教育総務課長	（議案の説明）
教育長	本案について、御質問、御意見等があれば順次発言をお願いします。
教育長	御質問等がないようですので、採決を求めます。本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。
各委員	異議なし
教育長	異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。
日程第９　議案第２３号　さぬき市旧学校施設管理規則の一部改正について	
教育長	日程第９、議案第２３号「さぬき市旧学校施設管理規則の一部改正について」を議題とします。 議案の朗読を省略し、事務局に説明させます。
教育総務課長	（議案の説明）
教育長	本案について、御質問、御意見等があれば順次発言をお願いします。
教育長	御質問等がないようですので、採決を求めます。本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。
各委員	異議なし
教育長	異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。
日程第１０　議案第２４号　さぬき市立幼稚園規則の一部改正について	
教育長	日程第１０、議案第２４号「さぬき市立幼稚園規則の一部改正について」を議題とします。 議案の朗読を省略し、事務局に説明させます。
幼保連携推進室長	（議案の説明）
教育長	本案について、御質問、御意見等があれば順次発言をお願いします。
委員	この改正において定員を減らすことが、職員数に影響を与えることはありますか。
幼保連携推進室長	職員数はクラス編成に基づいて配置しているので、この規則の改正による影響は、ありません。
委員	さぬき南幼稚園だけが改正しないようですが、どのような事情によるものですか。
教育長	暫時休憩します。
教育長	再開します。
幼保連携推進室長	さぬき南幼稚園については、開園後まだ間もないこともあり、今回の改正では見送ることとしたものです。
教育長	御質問等がないようですので、採決を求めます。本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

各委員	異議なし
教育長	異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。
日程第１１　議案第２５号　さぬき市奨学金条例施行規則の一部改正について	
教育長	日程第１１、議案第２５号「さぬき市奨学金条例施行規則の一部改正について」を議題とします。 議案の朗読を省略し、事務局に説明させます。
教育総務課長	（議案の説明）
教育長	本案について、御質問、御意見等があれば順次発言をお願いします。
委員	先月の定例会で、協議第３号において、定住促進策としての市奨学金の減免や利子補給などについて協議しましたが、市内に住み、就職したものの、すぐに離職した場合や、その場合において失業給付を受けているときはどうするかなどについて、今回の規則改正では触れられていないようですが、どのように考えていますか。
教育総務課長	御指摘のとおり、定住促進策としての内容については、今回の改正には盛り込んでいません。今回の規則改正は、奨学金制度の見直しや新たな試みのうち、貸付期間の拡大や返還期間の延長という大きな２点について、先行して実施したいということで、先の市議会定例会での条例改正を行ったところであり、そのタイミングに合わせ、この条例施行規則も、整備し直そうとするものです。ついては、定住促進策としての内容に関しては、引き続き先月のような協議を続け、今年度中に方向性を決め、来年度の早期に必要な例規の改正を行いたいと考えています。
教育長	御質問等がないようですので、採決を求めます。本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。
各委員	異議なし
教育長	異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。
日程第１２　議案第２９号　さぬき市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について 議案第３０号　さぬき市立学校職員の服務に関する規則の一部改正について	
教育長	日程第１２、議案第２９号「さぬき市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について」と議案第３０号「さぬき市立学校職員の服務に関する規則の一部改正について」は、その内容に相互に関係する部分がありますので、一括して審議します。 議案の朗読を省略し、事務局に説明させます。
学校教育課長	（議案の説明）
教育長	各案について、御質問、御意見等があれば順次発言をお願いします。
委員	今回の改正の内容のうち介護休暇や介護時間に関し、「要介護者」とあるのは、介護保険制度での要介護認定を受けている必要があるものですか。
学校教育課長	ここでいう「要介護」とは、介護保険制度上の「要介護状態」だけに限らず、父母はもちろん配偶者や子どもも対象となり、負傷、疾病又は身体上若しくは精

	神上の障害により、常時介護を必要とする状態のことをいいます。
委員	介護休暇は、6か月の範囲で取得していたのが、例えば、休暇を２か月取得し、その後しばらく出勤し、再度２か月取得するということが可能になったということですか。
学校教育課長	そのとおりです。これまでは、連続する６か月の範囲で１回しか取得できず、残余の日数があったとしても再び取得することができなかったものが、これを３回以内に分けて通算して６か月の休暇を取得することができるようになったものです。
委員	介護時間を２時間取得する場合、どのような時間帯でも取得できるのですか。
学校教育課長	始業からの２時間か、終業までの２時間のどちらかになります。
教育長	暫時休憩します。
教育長	再開します。
教育長	御質問等がないようですので、採決を求めます。各案をそれぞれ原案のとおり決することに御異議ありませんか。
各委員	異議なし
教育長	異議なしと認めます。よって、各案は、それぞれ原案のとおり可決されました。
資料説明	
教育長	ここで、資料説明を行います。順に、担当課から説明させます。
（１）　平成２８年さぬき市議会第４回定例会における教育委員会関係質疑・答弁の概要について	
教育部長	平成２８年１２月１日から１５日まで開かれた平成２８年さぬき市議会第４回定例会における教育委員会関係質疑・答弁の概要について報告した。
（２）　要保護及び準要保護児童生徒の認定状況について	
学校教育課長	１１月３０日現在の要保護及び準要保護児童生徒の認定状況について報告した。
（３）　区域外就学等について	
学校教育課長	前回報告後の区域外就学等の状況について報告した。
（４）　平成２９年度臨時職員等の募集について	
学校教育課長	平成２９年４月から任用を予定している臨時職員等の募集について説明した。
（５）　第１５回さぬき市美術展覧会について	
生涯学習課長	平成２９年１月１８日から開催する予定の第１５回さぬき市美術展覧会について報告した。

教育長	それでは、非公開審議に移ります。
日程第１３　議案第１９号　学校医の解嘱について **議案第２０号　学校医等の委嘱について**	
	・・・(非公開の審議)・・・ 審議の結果、それぞれ原案のとおり可決された。
日程第１４　議案第２１号　さぬき市教育委員会表彰について	
	・・・(非公開の審議)・・・ 審議の結果、原案のとおり可決された。
教育長	非公開を解きます。
○　次回教育委員会定例会の日程について	
	平成２９年１月２４日（火）午前１０時００分開会で決定した。
８　閉　　会	
教育長	以上で、平成２８年度さぬき市教育委員会第９回定例会を終わります。

さぬき市教育委員会会議規則第９条第２項の規定に基づき、署名します。

平成２９年１月２４日

さぬき市教育委員会

教育長　（　署　　名　）

委　員　（　署　　名　）